

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月23日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第12号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成8年岬町規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
(特別休暇) 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(25) (略) (新設)  <u>(26)</u> (略)  (休暇の承認の決定等) 第22条 (略)	(特別休暇) 第15条 (略)  (1)～(25) (略) <u>(26) 要介護者の介護その他町長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</u> <u>(27)</u> (略)  (休暇の承認の決定等) 第22条 (略)

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。特に介護に係る休暇を取得する場合は、介護を必要とする者の診断書又は証明書類等を提出しなければならないものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日より適用する。